

說 明 資 料

目 次

【個人所得課税の基本的なあり方】

・ 個人所得課税の基本的な仕組み	2
・ 所得税の推移（イメージ図）	3
・ 所得税・個人住民税の抜本改革等による負担軽減状況	4
・ 所得税の国際比較	6
・ 主要国における所得税（国税）の税率（最高税率～最低税率、段階）の推移	7
・ 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）	8
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	9
・ 主要国の個人所得税収	10
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	11
・ 国税の主要税目の税収の推移	13
・ 税収の構成等について（平成11年度予算（当初））	14
・ 所得・消費・資産等の税収構成額の推移（国税＋地方税）	15
・ 所得税収の内訳の推移	16
・ 就業者総数、給与所得者（納税者）数、申告納税者数等の推移	17
・ 給与収入階級別の所得税の納税者数、給与総額及び所得税額のシェア	18
・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）	19
・ 国民負担率の内訳の国際比較	20

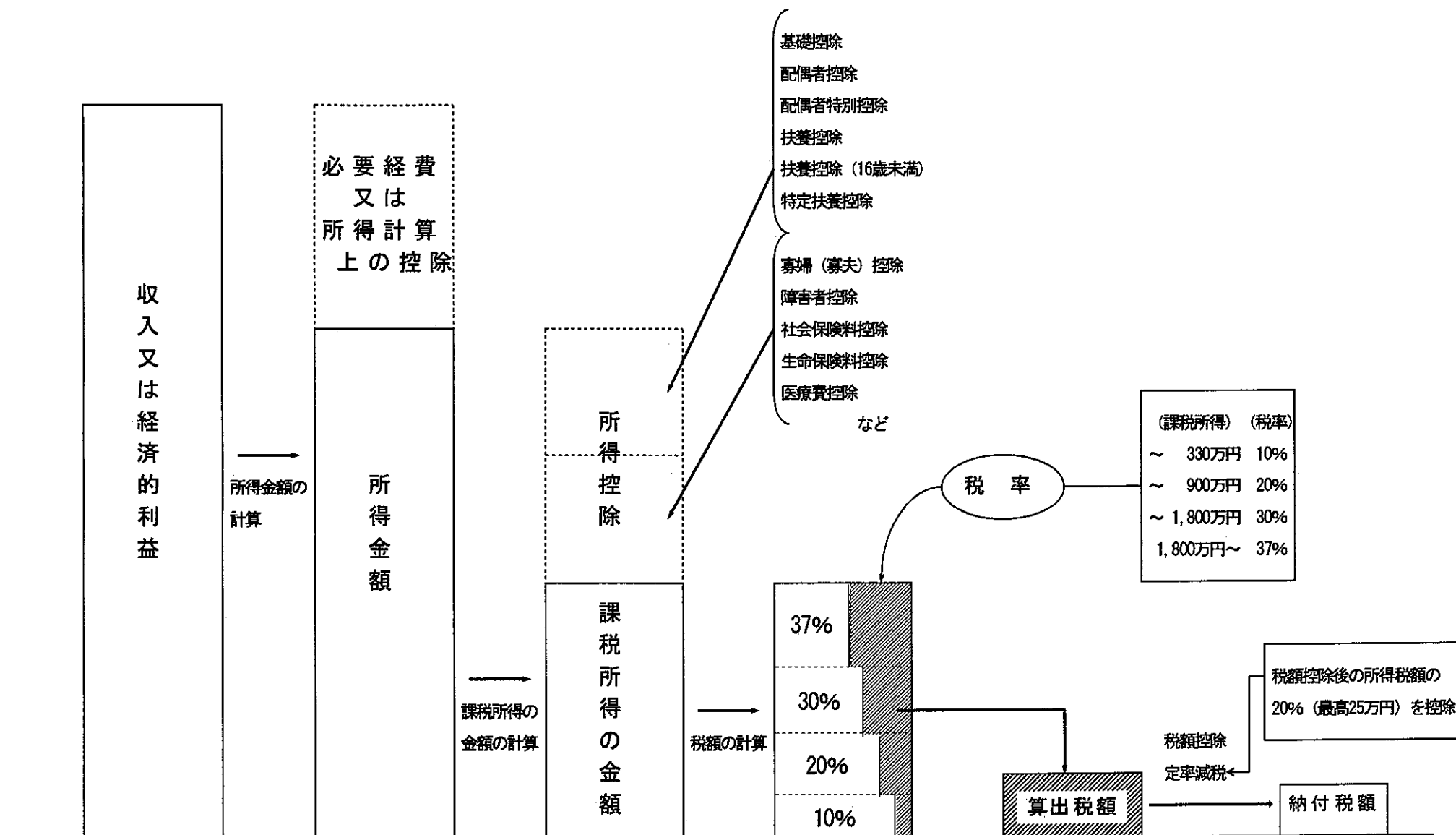
【課税ベース】

・ 課税ベース（イメージ図）	22
・ 課税最低限の内訳及び算出方法（平成11年分以降）	23
・ 課税最低限の内訳	24
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限	25

・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	26
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	27
・ 給与所得控除（イメージ図）	28
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除額）	29
・ 給与収入に応じた給与所得控除額	30
・ 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要	31
・ 給与所得者の特定支出控除	32
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要	33
・ フリンジ・ベネフィット課税	35
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	36
・ 退職所得の課税方式	37
・ モデル退職金の支給状況と退職所得控除額、所得税額・個人住民税額	38
・ 各国における退職金課税	39
・ 事業所得（イメージ図）	40
・ 事業所得者に係る各種控除	41
・ 青色申告の特典	42

個人所得課税の基本的なあり方

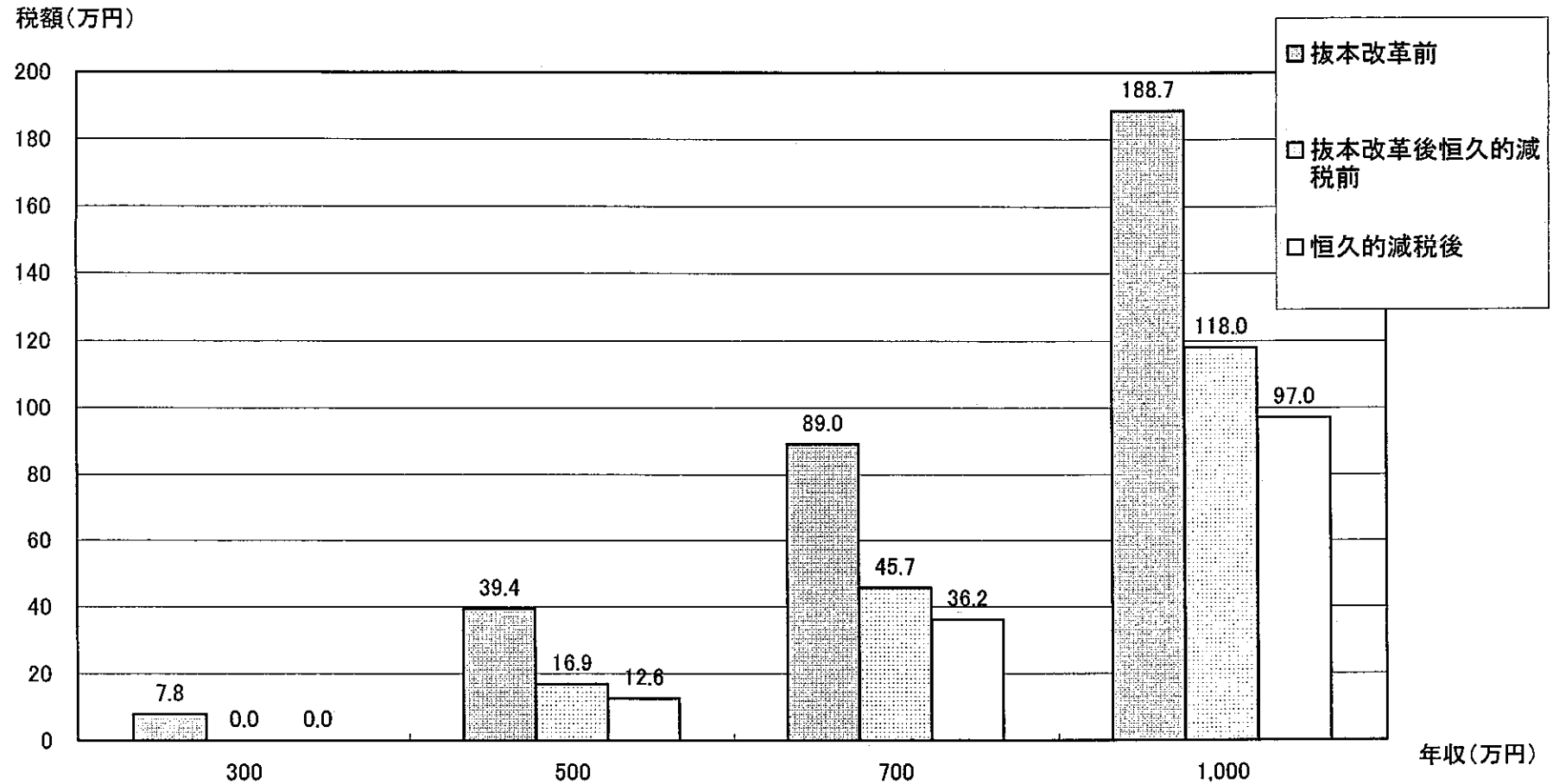
個人所得課税の基本的な仕組み



所得税の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	給与収入 8,775.2万円 → 70% 2,459.4万円 → 65% 1,406.8万円 → 60% 757.3万円 → 55% 10.5% 12% 14% 17% 21% 25% 30% 35% 40% 45% 50% 55% 60% 65% 15段階	給与収入 2,483.6万円 1,431.0万円 → 50% 1,046.8万円 → 40% 10% 20% 30% 5段階	給与収入 2,317.8万円 1,370.5万円 → 37% 795.4万円 → 30% 10% 20% 4段階
課 税 最 低 限	（夫婦と子2人所得者の場合） 235.7万円	327.7万円	382.1万円

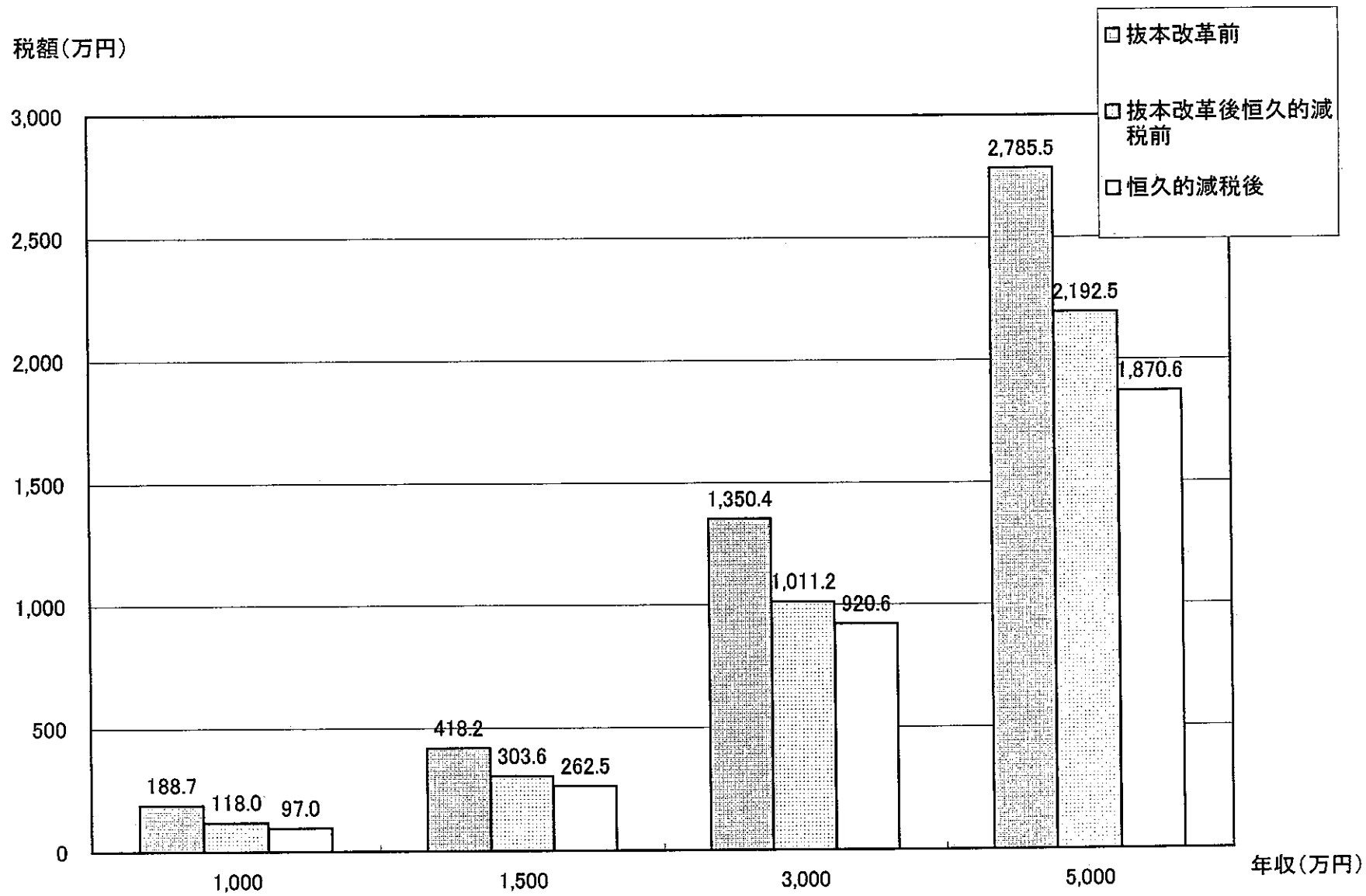
所得税・個人住民税の抜本改革等による負担軽減状況



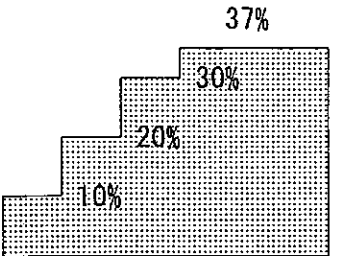
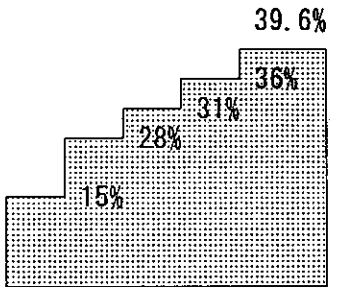
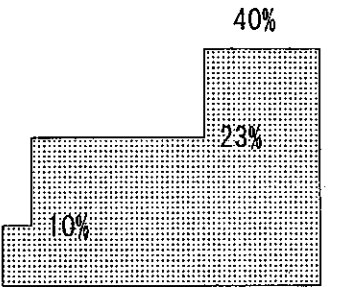
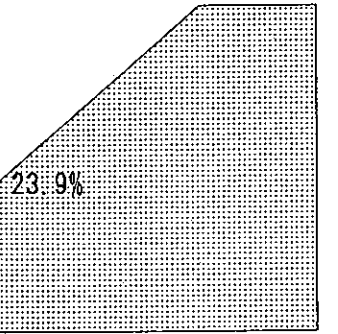
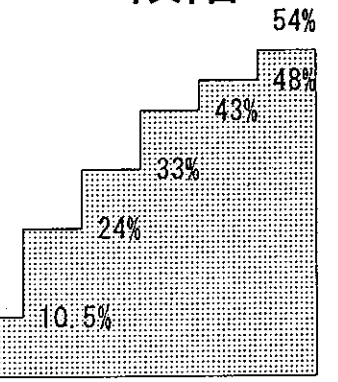
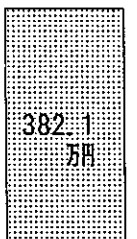
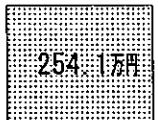
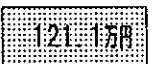
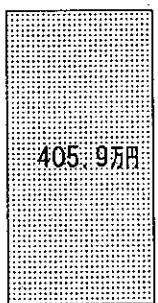
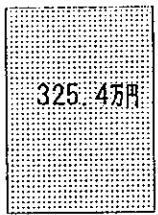
(注) 1. 夫婦2人(うち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満)であるものとして計算している。

2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

※ 抜本改革等とは、消費税の導入、引上げ及び地方消費税の導入と合わせて行なわれた昭和62年9月、63年12月及び平成6年11月の税制改革等をいう。

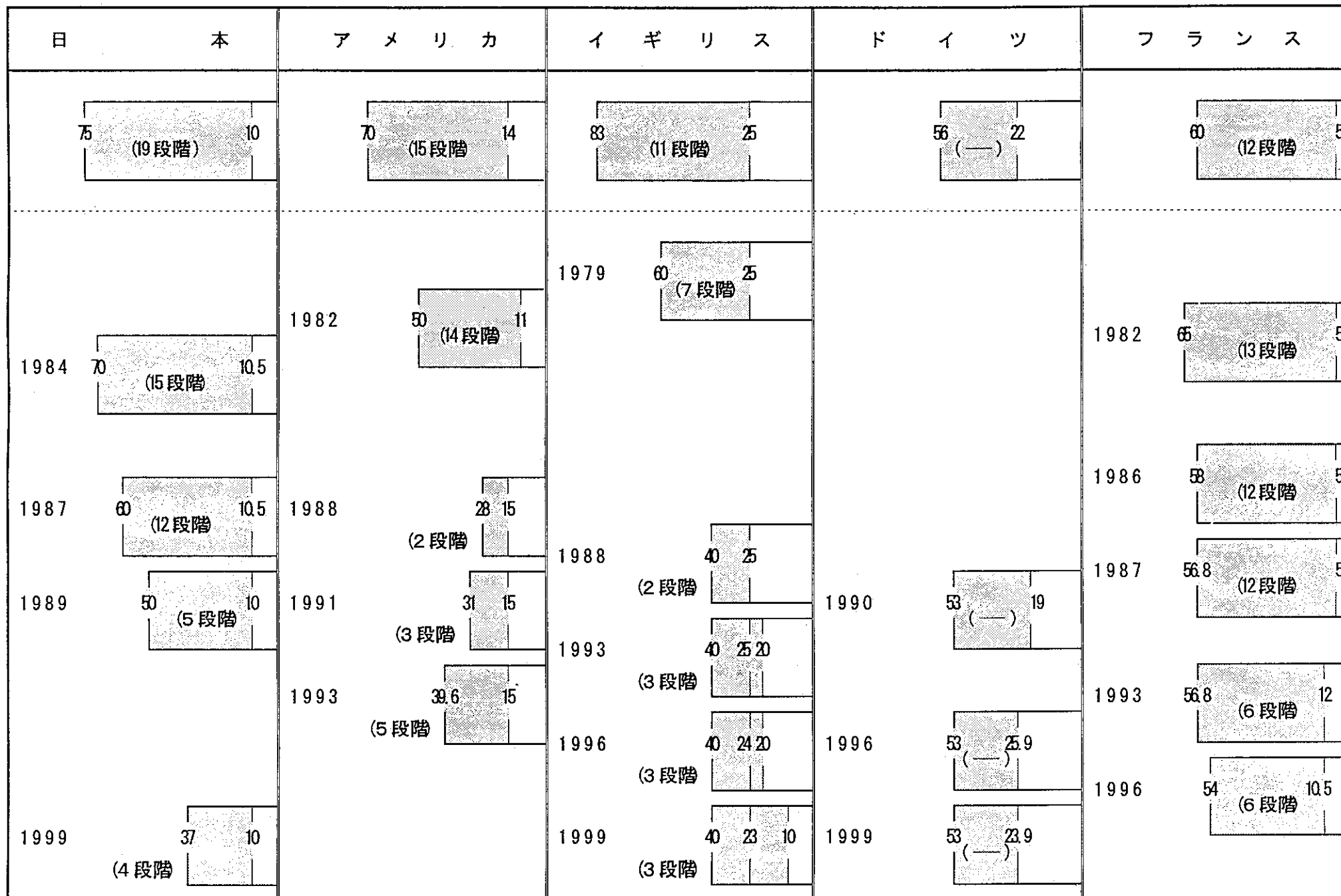


所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	4 段階  (注) 上記に加えて、個人住民税（税率5～13% 3段階）が課されている。	5 段階  (注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税（例：ニューヨーク州 税率4～6.85%、5段階）が課されている。	3 段階  (注) 地方税はない。	方程式 53%  (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、95年導入、連邦税）が課されている。	6 段階  (注) 地方税はない。
課 税 最 低 限	 382.1 万円	 254.1 万円	 121.1 万円	 405.9 万円	 325.4 万円

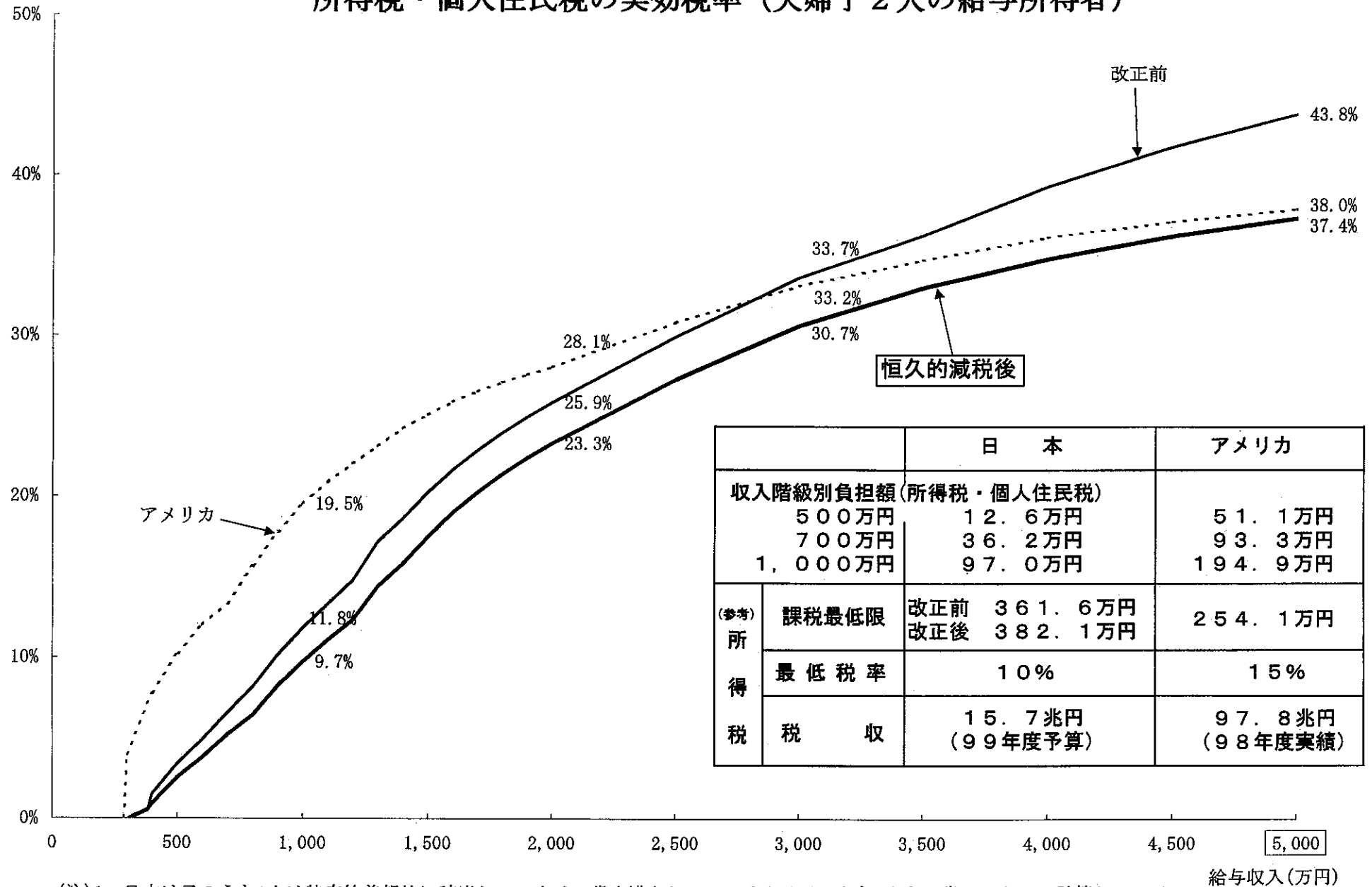
- (注) 1. 課税最低限は夫婦子2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている）の給与所得者の場合である。
2. 諸外国は99年8月1日現在。換算レートは、アメリカ1ドル=118円、イギリス1ポンド=192円、ドイツ1マルク=67円、フランス1フラン=20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）。
3. 各国の消費税（付加価値税）の標準税率は、日本5%（地方消費税1%を含む）、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス20.6%である。アメリカについては、州、郡、市により小売売上税が課されている（例：ニューヨーク市8.25%）。

主要国における所得税（国税）の税率（最高税率～最低税率、段階）の推移



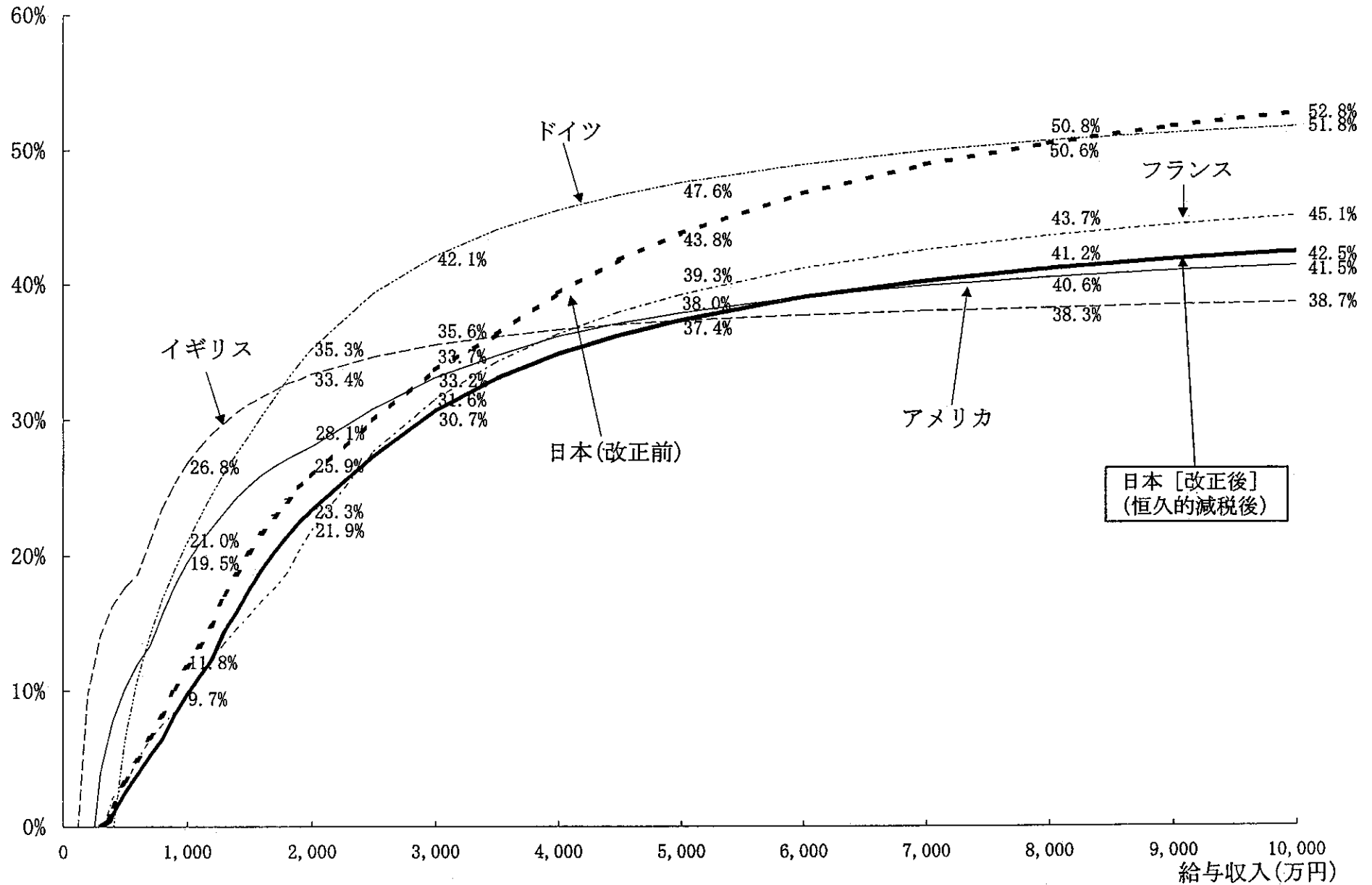
（注）グラフの左の数字は適用年を示している。

所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）



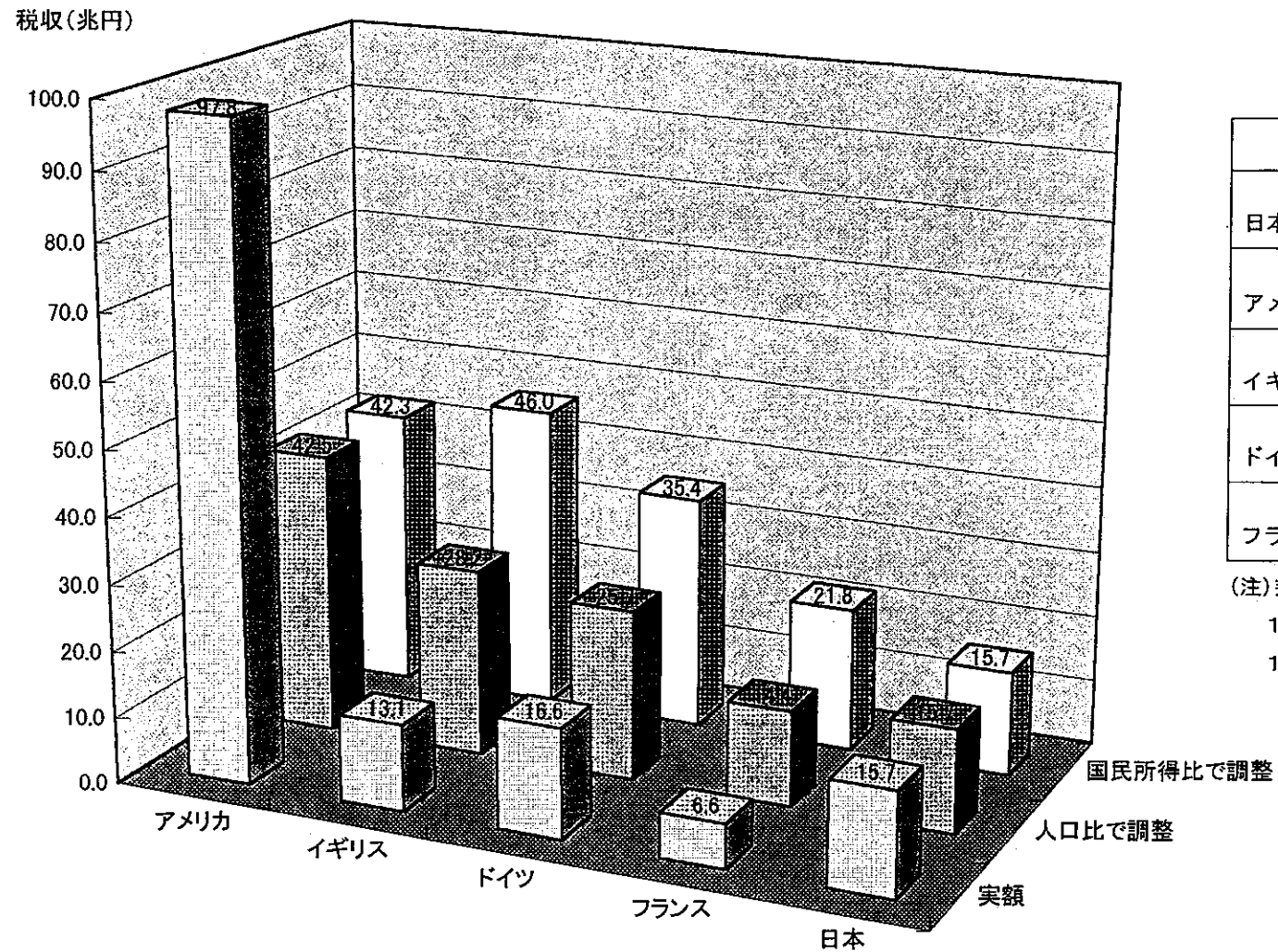
- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算している。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の個人所得税を例にしている。
 3. 換算レートは、1ドル=118円（基準外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）。
 4. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の実効税率である。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算してある。
 2. 換算レートは、1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、17フラン=20円。
 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値)
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、8,000万円及び1億円の場合の各国の実効税率である。

主要国の個人所得税収

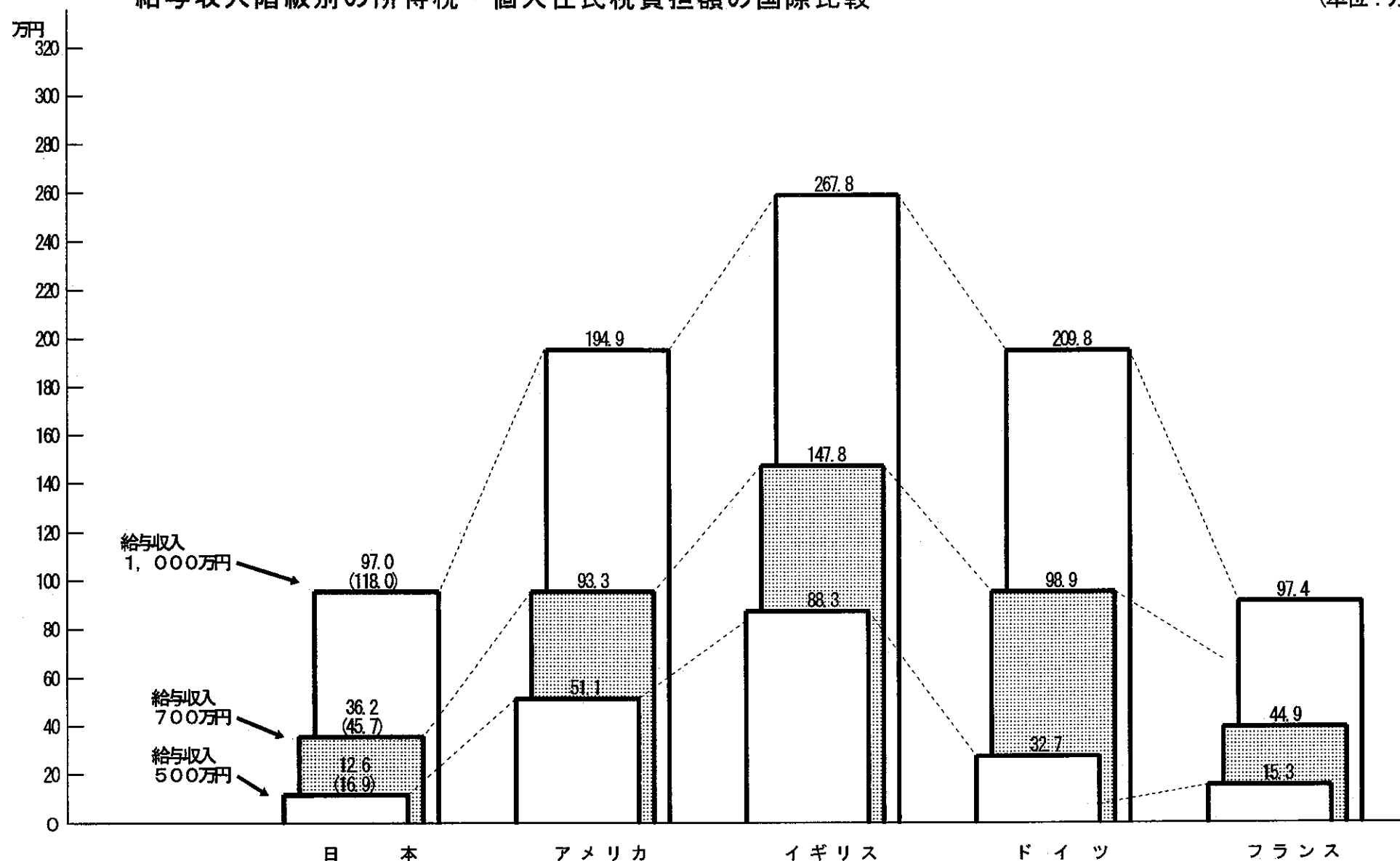


	人 口	国民所得
日本	(99年) 12,670万人	(99年) (381.2兆円)
アメリカ	(98年) 27,029万人	(97年) (784.3兆円) 66,465億ドル
イギリス	(96年) 5,880万人	(96年) (108.3兆円) 5,645億ポンド
ドイツ	(96年) 8,189万人	(96年) (178.6兆円) 26,666億マルク
フランス	(96年) 5,837万人	(96年) (116.4兆円) 58,185億フラン

(注) 邦貨換算レートは、
1ドル=118円、1ポンド=192円、
1マルク=67円、1フラン=20円

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

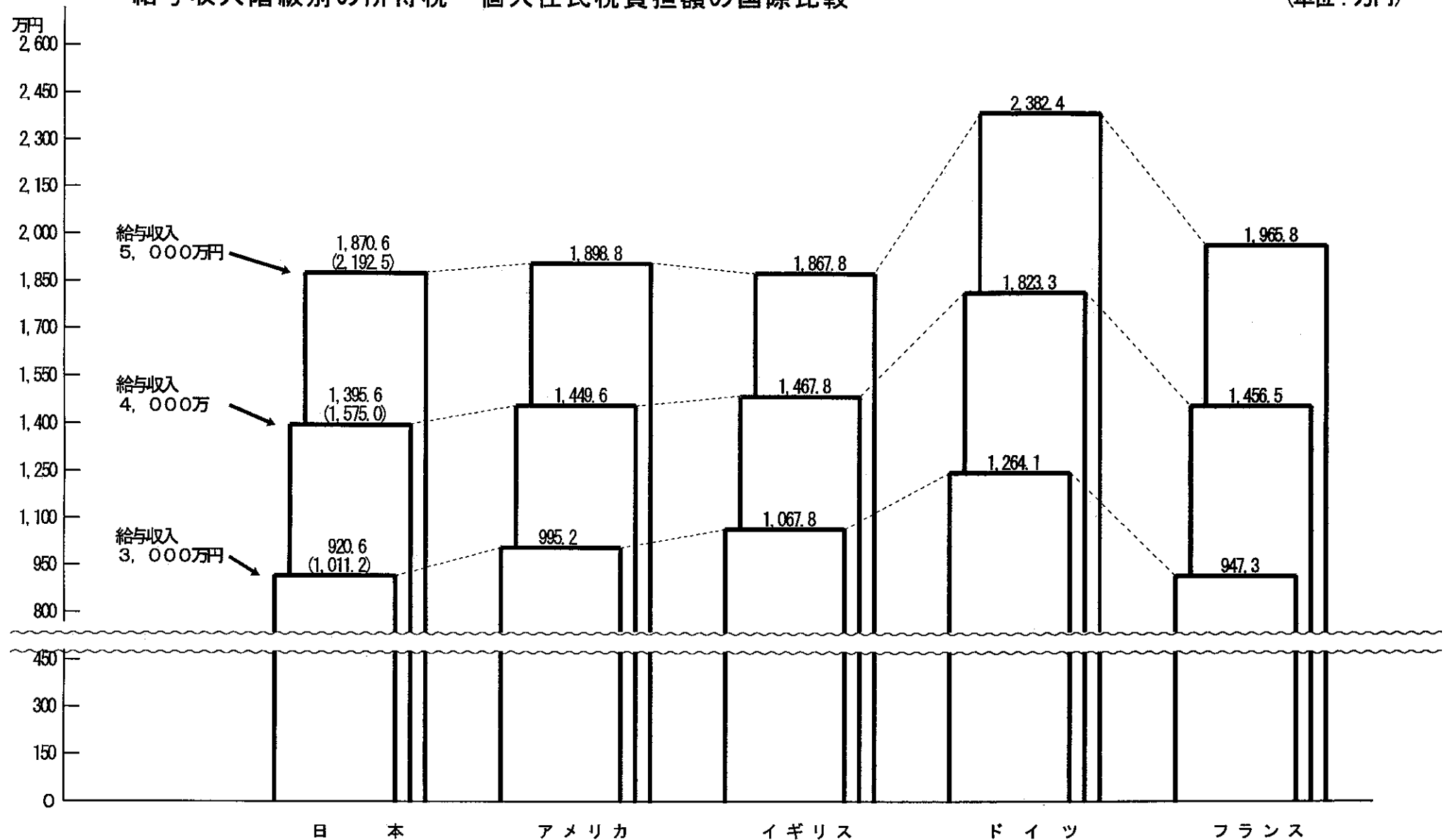
(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。）のサラリーマンの場合である。
 2. 日本の所得税・個人住民税負担額は恒久的減税後の負担額であり、扶養控除額の加算（所得税10万円、5万円、個人住民税2万円）を織り込んでいる。なお、() 内は恒久的減税前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

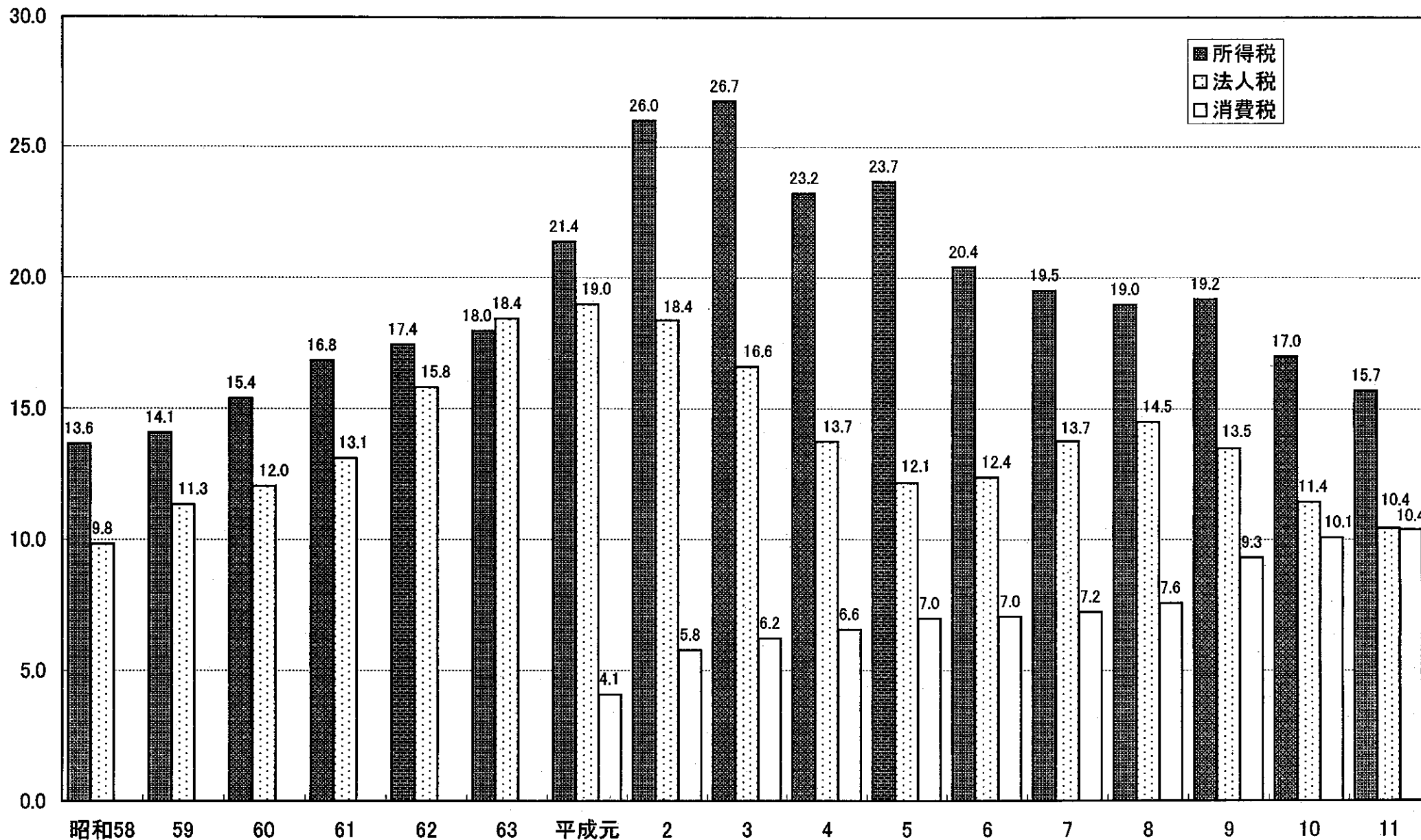
(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人（日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。）のサラリーマンの場合である。
 2. 日本の所得税・個人住民税負担額は恒久的減税後の負担額であり、扶養控除額の加算（所得税10万円、5万円、個人住民税2万円）を織り込んでいる。なお、（ ）書は恒久的減税前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）

(兆円)

国税の主要税目の税収の推移



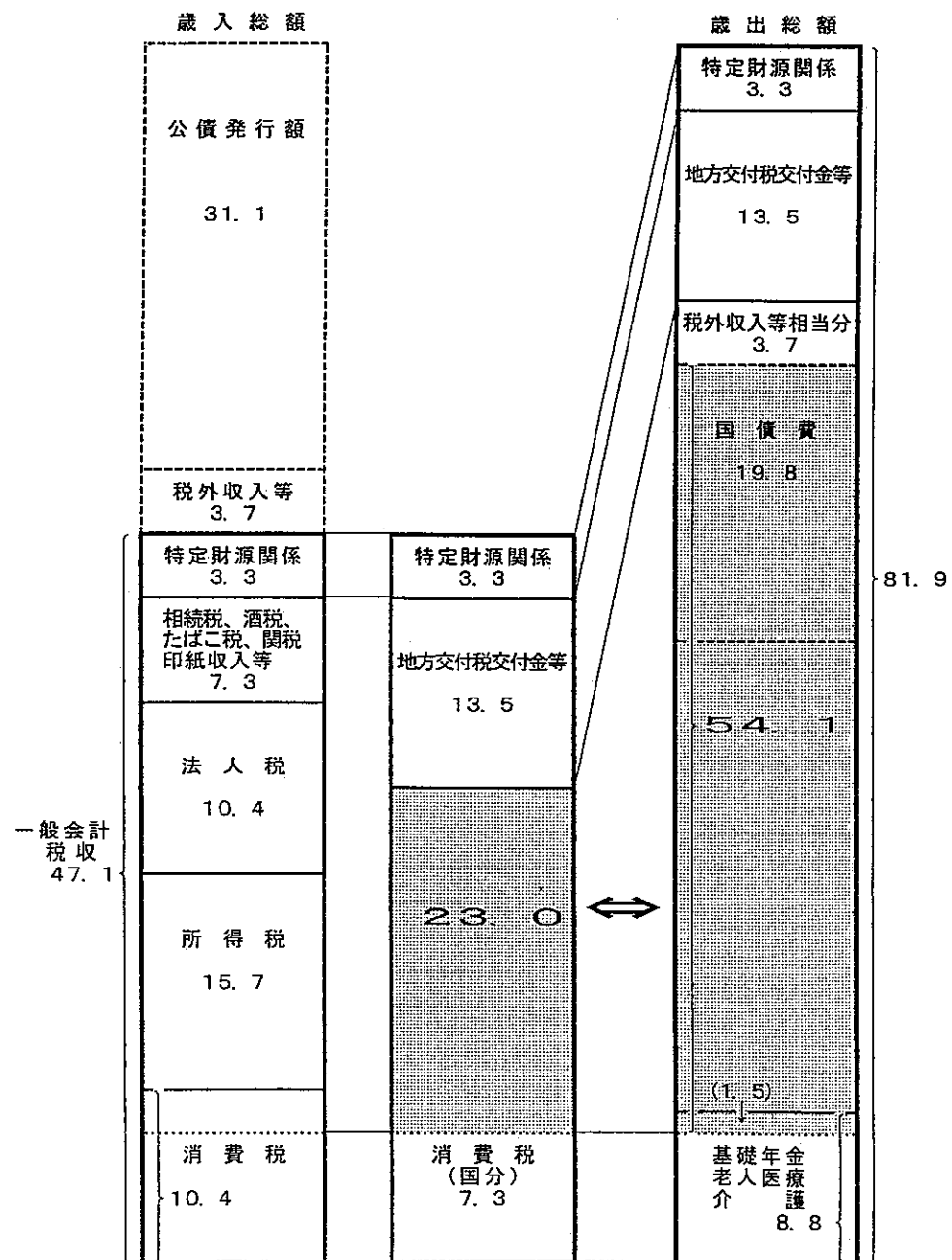
(注) 1. 平成10年度までは決算額、平成11年度は予算額である。

2. 平成8年度までの消費税収には特別会計分を含む。

(年度)

税収の構成等について（平成11年度予算（当初））

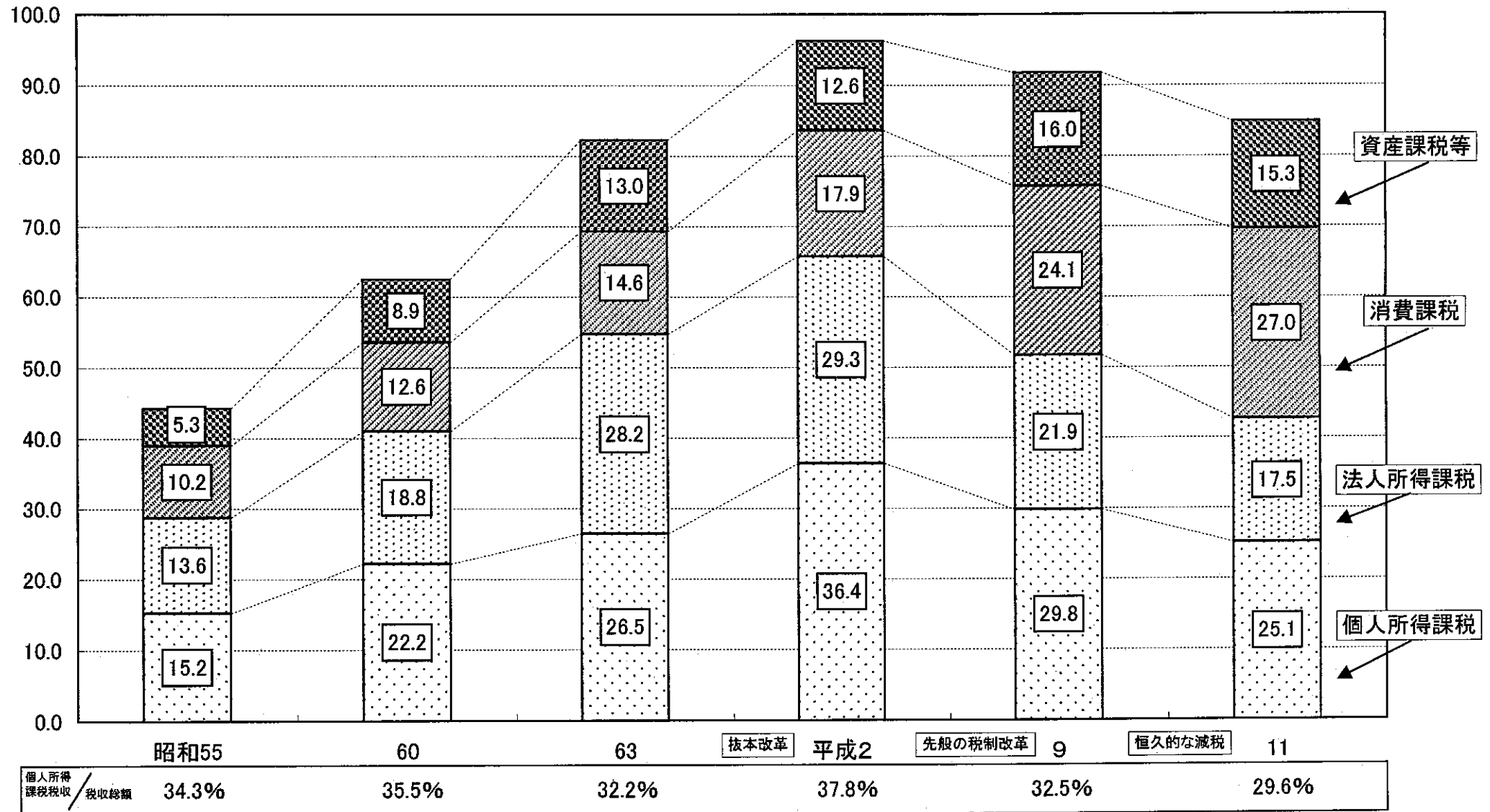
（単位：兆円）



所得・消費・資産等の税収構成額の推移(国税+地方税)

(兆円)

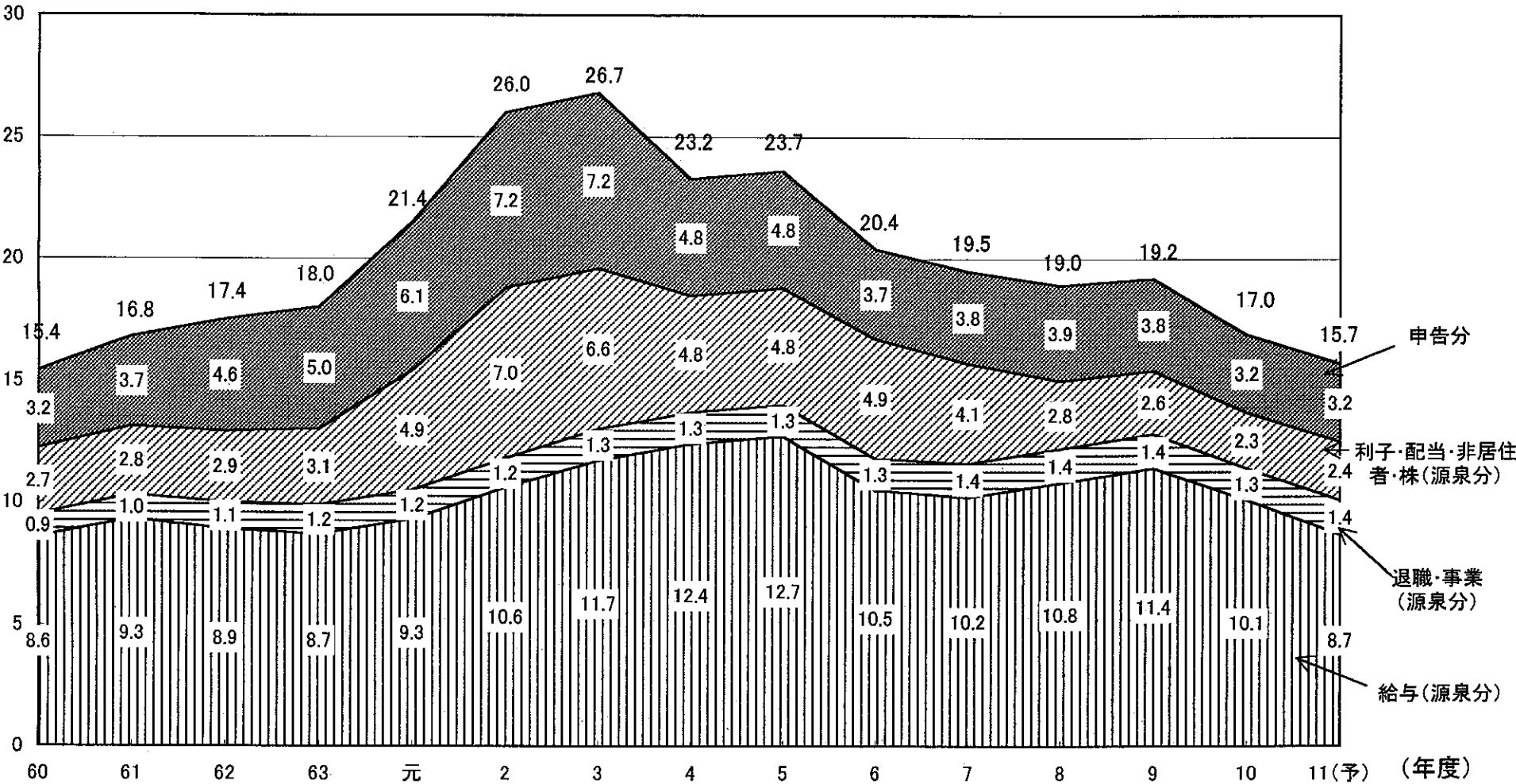
(資産性所得を所得課税に含めた場合)



(注) 平成9年度までは決算額、平成11年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。

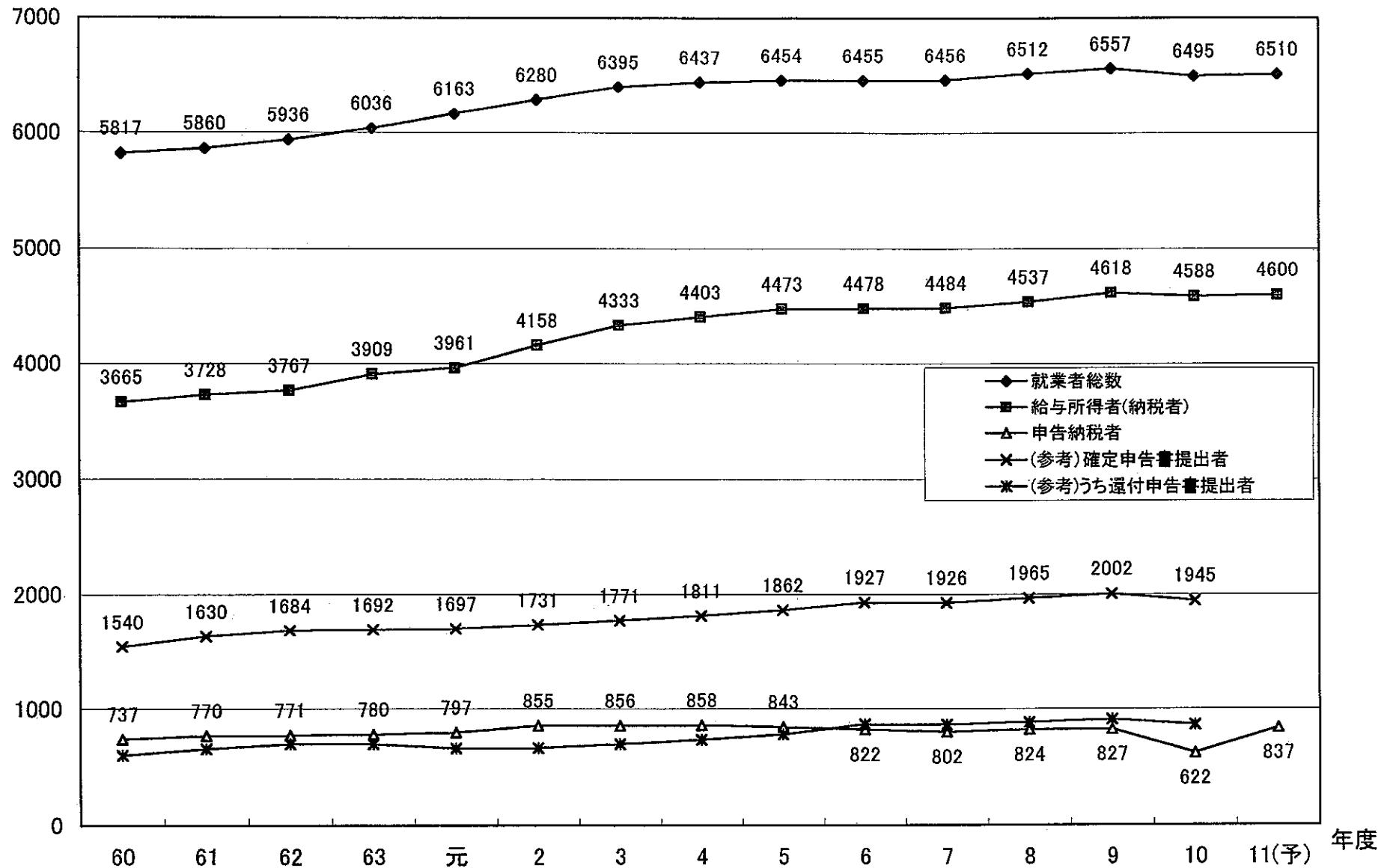
所得税収の内訳の推移

(兆円)



万人

就業者総数、給与所得者(納税者)数、申告納税者数等の推移



(注) 1 就業者総数:10年度以前は「労働力調査」(総務庁)、11年度は「政府経済見通し」による。

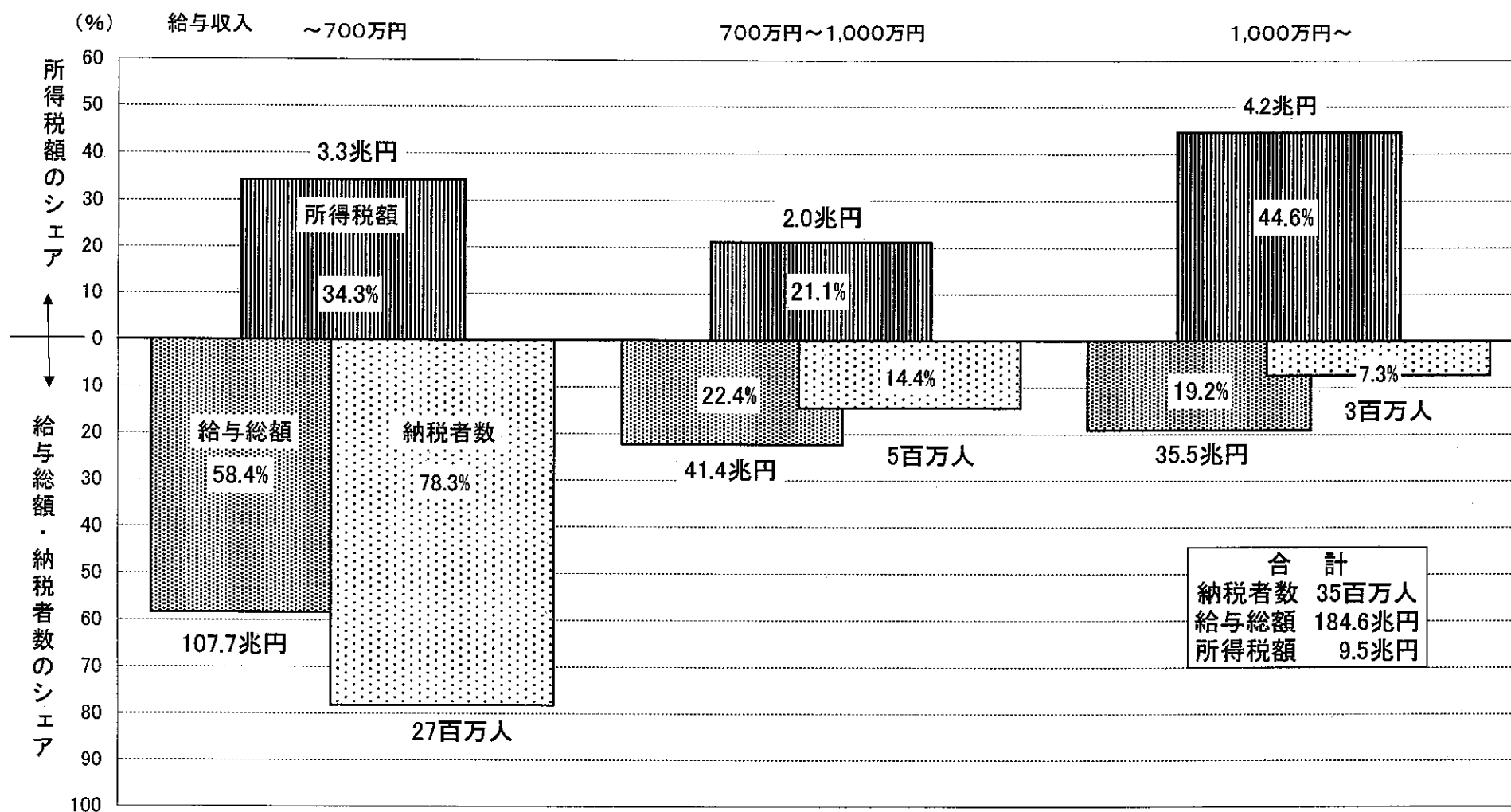
給与所得者(納税者):「民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した(10年度分は10年度補正(第3号)後予算ベース(特別減税前))。

申告納税者・確定申告書提出者・還付申告書提出者:「確定申告状況」(国税庁)による。

2 給与所得者(納税者)と申告納税者の関係——例えば給与所得者が「給与以外の所得」を申告納税すると、申告納税者としても計上されることとなり、給与所得者と重複する。

3 還付申告書提出者の中には、給与所得者に係る源泉還付を含んでいる。

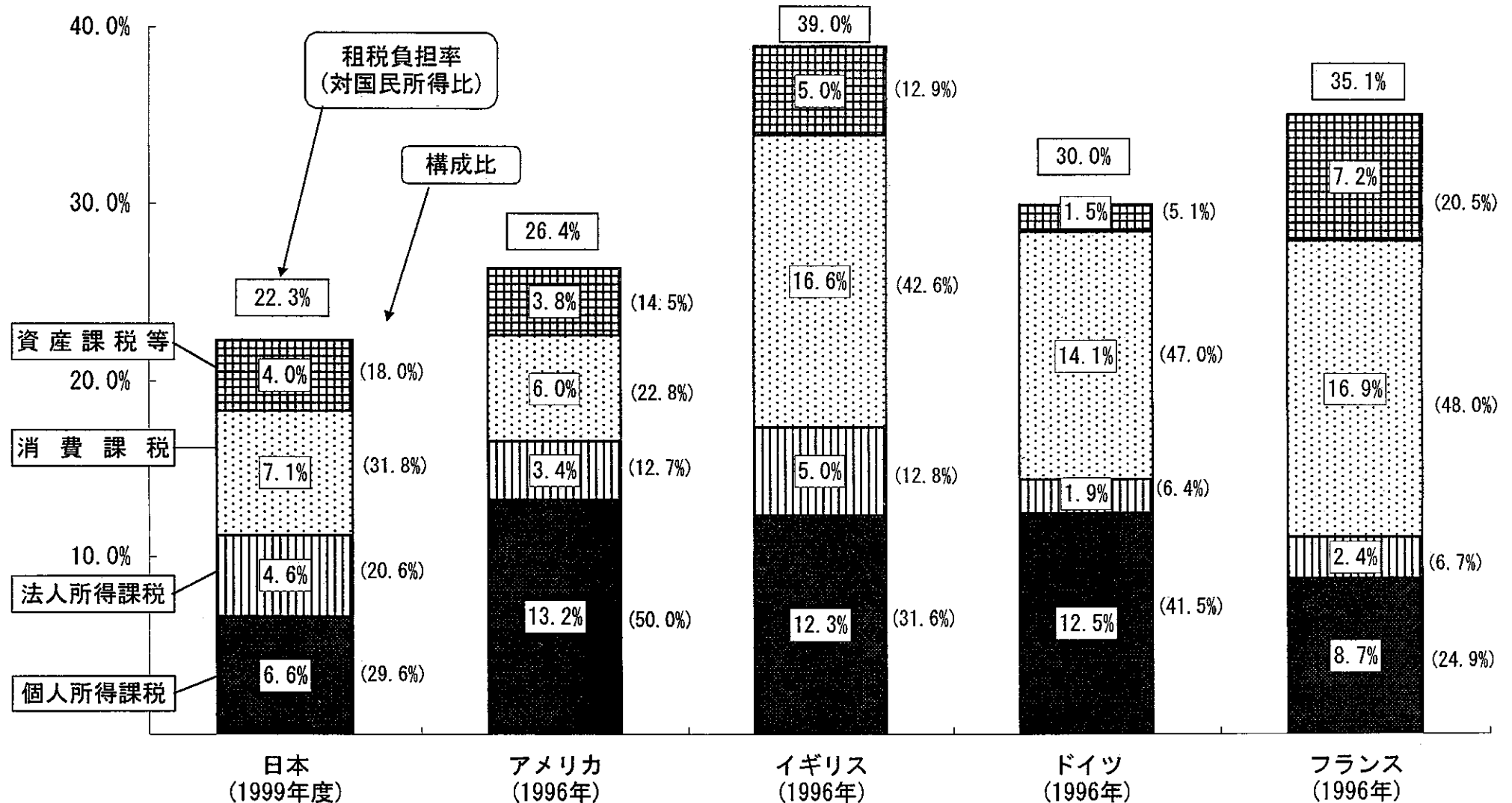
給与収入階級別の所得税の納税者数、給与総額及び所得税額のシェア（平成10年分「民間給与の実態」から）



（注） 1年を通じて勤務した給与所得者（年末調整を行わなかった者を含む。）である。

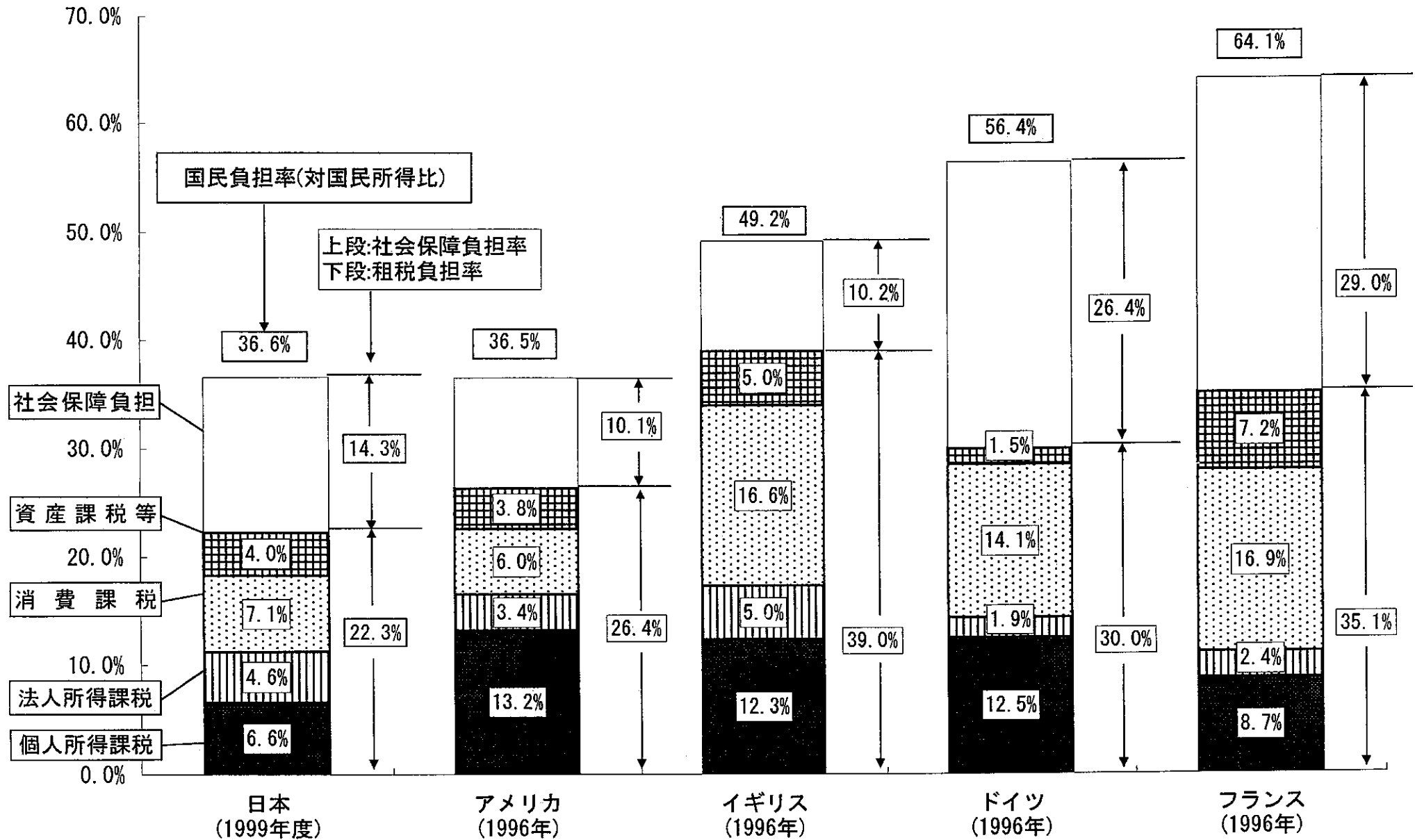
租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）

わが国の租税負担率は主要先進国中、最も低い水準にあります。
特に個人所得課税と消費課税の負担率が低いことが特徴です。



- （注）1. 日本は11年度予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997（OECD）」等により作成。
 2. 所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率（4.6%）の内訳は国税2.7%、地方税1.9%。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は11年度予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」等により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.6%)の内訳は国税2.7%、地方税1.9%